

議第4号議案

インボイス制度の実施中止を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和5年6月21日

提出者

東大和市議会議員 早川美穂

〃 尾崎利一

インボイス制度の実施中止を求める意見書

政府が消費税のインボイス（適格請求書）制度の導入を予定する10月1日まで3か月余となった。

インボイス制度の影響を受けるのは、売上高1,000万円以下で、企業と取引をしている小規模事業者、個人事業主やフリーランスなどである。農林水産業者、声優、俳優、演劇関係者、アニメーター、塾や音楽教師、プロアスリート、一人親方、個人タクシーや軽輸送ドライバー、シルバー人材センターで働く高齢者、日雇労働者などが新たに消費税を負担する可能性がある。インボイス制度で負担を強いられるフリーランスなどから「廃業を考えざるを得ない」との悲鳴とともに、導入の延期や中止を求める声が大きくなっている。

インボイス制度の導入で、政府は約2,480億円の税収増になるとしている。インボイスに登録して新たに消費税を課税される事業者が増えると見込んでいるため、「税率を変えない消費税増税」と批判されている理由である。

昨年9月15日、日本商工会議所は「令和5年度税制改正に関する意見書」をまとめ、「消費税インボイス制度の導入延期を含めた対応」として、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、2023年10月の導入が法律上予定されているが、仮に同制度が導入された場合、免税事業者（約500万者）が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があることに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替え・改修、受け取った請求書等に登録番号があるかの確認、仕入先が免税事業者かどうかの確認、自社が発行する請求書等の保存、端数処理のルール変更等、事業者にとって多大な負担が生じることになる。」「検証結果やコロナ禍の影響、中小企業経営の実態、免税点制度の創設趣旨等を踏まえ、制度導入に向けた影響最小化策が講じられず、制度導入後の混乱が避けられない場合は、制度導入時期を延期すべき」とした。

政府は、免税事業者が課税事業者になった場合、2026年9月末まで税負担や事務負担を軽減する激変緩和措置を取るとしているが、問題は解消できない。

よって、東大和市議会は、国会及び政府に対し、中小企業・小規模事業者の事業存続と地域経済振興のため、インボイス制度の実施を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。